

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○

氏名 ○○○○

審査請求人代理人

住所 ○○○○○○

氏名 ○○○○

処分庁 高崎市福祉事務所

審査請求人が平成29年1月15日に提起した処分庁による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 平成26年7月10日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 処分庁は、上記保護開始時から障害加算を誤って認定し、その後担当者がこれに気付いて平成28年7月以降の障害加算認定を削除するまで、保護費を過払いした。
- 平成27年11月○日、審査請求人は、○○地裁に対し自己破産を申し立て、平成28年○月○日付けで同地裁から免責を許可された。
- 平成28年10月17日、処分庁は、上記事実を踏まえ、保護開始の平成26年7月から平成28年6月までの障害加算の誤認定に係る保護費のうち、平成27年11月以前に係る分を除く、114,170円の返還を決定し（以下「本件処分」という。）、審査請求人にその旨を通知した。
- 平成29年1月15日、審査請求人は、群馬県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求人に何ら落ち度のない、処分庁の誤認定に基づく保護費の

過払金全額の返還を求める本件処分は、信義則に反するとともに、法第63条の適用に当たり考慮すべき事項を考慮しないなど裁量権を逸脱濫用しているほか、過払金が既に費消されて現存利益がないにもかかわらず行われていることから、違法・不当な処分であり、速やかに取り消されるべきであると主張している。

また、審査請求人は、処分庁が申し立てた、審査請求人の代理人が処分庁担当者に対して自立助長のための控除はできないかなどと質問した事実及び処分庁担当者が同代理人に自立助長につながる明確な書類、領収書等があれば提出してもらい所内で検討する旨伝えた事実はないと反論する。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分について、法の適用は妥当かつ適正になされており、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきであると主張している。

また、処分庁は、審査請求人の代理人による、自立助長のための控除はできないかとの質問に対し、自立助長につながる明確な書類、領収書等があれば提出してもらい所内で検討する旨を伝えたが、控除に係る連絡や提出物等はなかった旨弁明する。

第3 裁決の理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 保護の要件、基準及び程度等

法第4条は、第1項において、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定するとともに、第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべて保護に優先して行われるものと規定し、保護の補足性を明らかにする一方、第3項において、急迫した事由がある場合に必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定する。また、法第8条第1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定し、その厚生労働大臣の定める基準として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）が定められるとともに、法定受託事務である保護実施の処理基準（地方自治法（昭和22年法律67号）第245条の9第1項及び第3項）として「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日社発第123号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保発第34号。以下「課長通知」という。）その他の通知が厚生労働省から発出されている。

(2) 法第63条の規定による費用返還

ア 費用返還の要件と費用返還決定の裁量処分性

上記(1)の保護の補足性に反した場合の取扱いとして、法第63条は、被保護

者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。ここで言う「急迫の場合等」は、文字どおり、急迫のため自ら有する資力を最低生活の維持に活用できない場合のみならず、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしとして誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合等」（厚生省社会局保護課長小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用」と解される。また、「実施機関の定める額」は、「全額を返還させることが不可能、或いは不適當である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたもの」（同）と解される。

イ 費用返還決定の判断枠組み（年金の遡及受給以外の場合）

費用返還の決定については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号。以下「保護課長通知」という。）が判断枠組みを示しており、全額返還を原則としつつ、それによって被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定額を返還金から控除して差し支えないとしている。一定額とは、①盗難等不可抗力による消失額、②家屋補修費等の一時的経費、③慈善的金銭等の収入認定除外額、④自立更生に必要な経費、⑤生活保護脱却時の自立更生に必要な経費のいずれかであって、確実に証明され、又は保護の実施機関が認めるものである。さらに言い換えると、②の一時的経費は、申請があれば保護費として支給が認められる額（保護基準額以内）、③の収入認定除外額は、次官通知第8の3の(3)に列挙された収入であって、局長通知第8の2及び課長通知第8の40の認定基準に基づき認められた額、④の自立更生費は、地域住民との均衡を考慮し社会通念上容認される程度と認められた額であって、浪費のほか、贈与等当該世帯以外への給付、保有が認められない物品等の購入及び保護開始前債務の弁済に係るものは含まれないとされている。

なお、保護課長通知は、控除額の認定に際して、控除対象の費目やその認定基準などを明確にして保護の実施機関の適切な判断を確保するための書式（以下「書式」という。）を定め、その活用を促している。

ウ 費用返還決定の判断枠組み（年金の遡及受給の場合）

一方、年金を遡及して受給した場合の返還金について、保護課長通知は、自立更生費等を控除することは、定期的に支給される年金の受給額全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記イと同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとしている。

なお、法第78条の2第1項の規定による費用徴収に係る「生活の維持に支障がない」場合の取扱いについて、保護課長通知は、「被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。具

体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上限とし、生活保護法による保護の基準別表第1第1章及び第2章に定める加算（中略）の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（中略）相当分を、上限額に加えて差し支えない」としている。

2 本件処分 of 違法性等の有無について

(1) 本件処分における判断の妥当性（判断要素選択の合理性）

上記1に記載のとおり、費用返還決定は、保護の実施機関の裁量に委ねられているが、全くの自由裁量ではなく、法令及び告示の定めはもちろんのこと、処理基準となる厚生労働省発出の諸通知に従うことが要請されている。そして、裁量権の行使に当たっては、「判断が重要な事実を欠き、又は社会通念に照らし著しく合理性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる」（最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決）とされている。

上記1(2)に記載のとおり、費用返還における控除額は、障害加算の誤認定に基づく過払金に係る本件処分においては、詰まるところ、①盗難等不可抗力による消失額、②家屋補修費等の一時的経費、③自立更生に必要な経費のいずれかとなる。

そうすると、一切の控除を認めず全額返還を決定した本件処分は、審査請求人には上記①から③までに該当する経費は一切認められないと判断したことになるが、この点、処分庁は、審査請求人に対し自立助長につながる明確な書類等の提出を求める等したもの、審査請求人から書類等の提出がなかった旨主張するが、審査請求人はこれを否認し、処分庁も、書式を始め、これを立証する資料を提出するまでには至っていない。

そうである以上、処分庁が、費用返還決定に際して、その判断の基礎とすべき上記①から③までの有無を調査し検討したとすることはできず、本件処分は、判断要素の選択に合理性が欠けていたと言わざるを得ない。

(2) 費用全額返還の妥当性及び返還方法について

費用返還は、過払いとなった保護費の受給により利得した被保護世帯から当該過払い相当の保護費を返還させることにより、保護の実施機関の損失を事後的に回復し、両者の公平を図るものと理解されるが、上記1(2)ウに記載のとおり、過払いが年金の遡及受給に基づくときは、控除には厳格に対応し、当該遡及受給した年金全額に相当する保護費の返還を求めることとされている。これは、過払いの原因が年金等の公的給付の場合であって放置したときは、二重の公的給付により、他の年金受給者や被保護者との公平性が大きく損なわれることから、過払金全額の返還を求める必要性が高いと解することができ、そうであるとする、加算の誤認定による過払いは、保護費自体の二重払いと言え、年金の遡及受給の場合と変わらないとも言える。また、過払金全額の返還を命じたとしても、上記1(1)ウの第2段落に記載のとおり、法第78条の2第1項の規定による費用徴収の例を本件処分にあてはめてみると、「支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能」であり、現実には「生活の維持に支障

がない」よう、適切に返還額の分納等の措置を講ずることにより、「被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」を避けることも可能と解することもできる。

そうすると、費用返還決定に当たり、その判断の基礎とすべき上記2(1)に記載の①から③までの有無を調査し検討していたとしても、上記のように、本件処分の返還額が大きく異なる可能性は低くなる場合もあり、本件処分が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、違法とまで解することもできない。

しかし、返還額が異なる可能性は皆無であったとすることもできないことから、上記2(1)に記載の判断要素の選択に合理性を欠いていたことが是正される訳ではなく、本件処分に不当な点があることに変わりはない。

(3) その他の違法性等

本件処分は、民法（明治29年法律第89号）第703条に基づいて行われたものではなく、法第63条の費用返還義務は、法に特別に規定された公法上の債務であって、上記1(2)に記載のとおり、全額返還が原則であり、不当利得とは異なる原理に基づくものであるため、現存利益を超えた費用返還請求が直ちに違法となるものとは解されない。

また、本件処分は、上記2(2)に記載のとおり、誤認定に基づく過払いの現状を是正するものであり、保護の実施における無差別平等の原則（法第2条）にも沿うものである以上、信義則に反するとまでは解されない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には、本件処分に当たり判断要素の選択に合理性が欠けていたことに関しては理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月23日

審査庁 群馬県知事 大澤 正明